

⑨ 予算編成

道路管理課では、公有財産の修繕維持管理に要する支出に関する予算について、橋梁・道路・トンネルのそれぞれの事業ごとに予算要求、財政課との折衝を行っている。それぞれの区分内の要求項目の順位づけについて、明確なルールは設定されていないが、緊急性が高いと判断されるものを優先して対応を行っている。

(2) 橋梁・トンネルの関連情報の一元管理

意見(Ⅲ-1-1-(2))

現状では、橋梁、道路に関するデータベースが複数存在しており、また、トンネル、道路に関しては、個別資産の詳細情報の整理が十分でない(カルテ化されていない)。アセットマネジメントの観点からは、橋梁・道路・トンネルごとに関連情報を一元的に集約すべきである。また、個別資産ごとにカルテ化を進めることが適切である。さらに、県民への積極的な情報公開を行うことが望まれる。

道路管理課が保有するデータベースは、表Ⅲ-7の通りである。橋梁に関しては、一括ごとに「橋梁管理カルテ」が作成されている。アセットマネジメントに必要なデータがほぼ網羅されているが、さらに設計・工事発注情報、交通制限等の状況などを集約し、必要な情報を全て一元管理するデータベースに発展させるべきだと考える。トンネル、道路法面、道路舗装等についても、橋梁管理カルテに倣って、個別資産のデータ化(カルテ化)を図ることが適切である。

また、これらのデータは原則、公開できるものばかりであり、県民に積極的に公開することが望ましいと考える。

表Ⅲ-7 道路管理課が保有するデータベース

名称	データ内容
橋梁管理データベースシステム	橋梁の諸元データ、点検データ、補修等履歴データ
橋梁管理カルテシステム	管内における橋梁概要、橋梁個別一覧、個別橋梁概要(諸元データ)、橋梁長寿命化実施計画、定期点検・日常点検結果、点検簿書(点検でマニュアルを含む)、補修履歴、施工者履歴、図面
道路台帳	道路の種類、路線の名称、指定または認定の年月日、起点及び終点、主要な経過地、供用開始の区間及び年月日、延長及びその内訳、道路の敷地の面積及びその内訳、最小車道幅員、最小曲線半径及び最急降断勾配軌道又は新設軌道との交差の敷、方式及び構造、有料の道路の区間、延長及びその内訳ほか
道路現況表	県内道路の現況、橋梁現況、トンネル現況ほか
トンネル台帳	トンネルの諸元データ、点検データ、補修等履歴データ、図面
工事台帳	工事名称、施工者、工期、工事費

(3) 橋梁の図面の計画的整備及び費用の把握

意見(Ⅲ-1-1-(3))

橋梁の予防保全型管理のために、図面が必要となる場合があるが、現状では、どの程度の橋梁で図面再作成が必要であるか把握できていない。「山梨県橋梁長寿命化実施計画」を円滑に進めるために、図面が残っていない橋梁等については、再作成すべきである。少なくとも、現況を調査して、計画遂行のためにどの程度の図面再作成費用が必要かを把握することが望まれる。

県の文書管理の規定(10年以上で廃棄)に準拠して文書管理を行ってきた結果、建設年代の古いものを中心に多くの橋梁で図面が残されていない。平成29、30年度に補修した159橋のうち78橋は図面が残っていないかった。将来の橋梁の保全にとつて、図面は基礎データとなる重要なものである。これは、橋梁以外の保全においても同様である。橋梁及びそれ以外を含め、道路構造物の図面は原則、保存すべきである。なお、平成25年度以降は、文書管理規定にとらわらず、橋梁の図面を長期間保存する運用が開始されているとのことである。

現時点で、予防保全型管理の対象になっている963橋のうち、どの程度の数の橋梁で図面の再作成が必要となるかは把握されていない。図面の有無が判明するのは、当該橋梁の補修・更新工事が計画される段階であり、図面が残っていない場合は再作成されることである。一例として2径間連続橋で復元設計を実施して図面を作成するのに約370万円掛かるといふ。計画より余分な経費が掛かることになる。図面等の作成費は概算工事費と実工事費の差に比べて影響は小さいと考えられるが、どの程度になるか、概算でも把握しておくことが望ましい。

(4) トンネル、道路舗装等の維持管理実施計画の策定

意見(Ⅲ-1-1-(4))

道路管理課が所管する財産の中では、長寿命化実施計画について、橋梁が策定済み、トンネル、道路付属物が策定中である。「山梨県公共土木施設長寿命化計画基本方針」に基づき、その他の資産(舗装等)についても、維持管理実施計画策定の妥当性を含めて、検討することが望まれる。

山梨県において、橋梁長寿命化実施計画が平成21年に策定されていることは評価されるべきである。同様に、トンネルと道路付属物の維持管理実施計画も策定中である。トンネルについては、中央自動車道・笹子トンネルで致命的な事故が起こったことを踏まえ、第三者被害を出さないように点検体制の構築に万全を期すべきである。特に近年、在来工法による覆工コンクリート背面に生じる空洞が覆工に悪影響を及ぼしている

例が報道されている。覆工コンクリート背面に生じる空洞は、覆工への荷重の掛かり方を不均等にす原因となり、覆工コンクリートの損壊をもたらす恐れがある。適切な点検方法を定めて、「山梨県道路トンネル点検計画・要領」にも盛り込むべきである。以上の点を踏まえ、点検と維持管理、補修を計画的に実施できるように計画を立てるべきである。

また、橋梁、トンネル、道路付属物と同様、舗装等のその他の資産についても、「山梨県公井土木施設長寿命化計画基本方針」に基づき、維持管理実施計画策定の妥当性を含めて、検討することが望まれる。

(5) 橋梁の点検

意見(III-1-1(5)) 「山梨県橋梁長寿命化実施計画」では、橋梁の定期点検は5年に1回の頻度で実施することが規定されている。定期点検の確実な実施を期待する。また、建設後50年を経過した137橋(平成22年3月末時点)については、頻度を上げて点検を実施することが望まれる。

「山梨県橋梁長寿命化実施計画」によると、約1,800橋の橋梁(橋長2m以上)に対する定期点検は「5年に1回」の頻度と規定されている。その点検費用は、毎年1億5,000万~1億6,000万円だといふ。点検は、アセットマネジメントの基盤となるデータ取得の機会でもある。毎年、確実に予算執行し、点検を実施することが求められる。さらに、県内には建設後50年以上経った橋梁が137橋ある(平成22年3月末時点)。経年変化によって、損傷は加速度的に劣化が進む可能性がある。点検頻度を上げること(隔年または毎年)が望まれる。

(6) 橋梁長寿命化計画のローリング

意見(III-1-1(6)) 「山梨県橋梁長寿命化実施計画」が予定通りに進行しない可能性も否定できない。こうした可能性も加味し、計画が必ずしも計画通りに実施されないことを前提に、5年程度おきにローリングして計画を確実に見直ししていくことが望まれる。

「山梨県橋梁長寿命化実施計画」によると、予防保全型管理の対象963橋に10年間で250億円を投資することが見込まれている。しかし、予算執行が計画通りに進まない可能性も否定できない。実際に中北建設事務所では、平成23~25年度に50橋が施工の対象になっているが、平成25年度中に施工が終わるのは対象の6割にあたる30橋の予定である。工事規模が大きい橋梁を優先したため、数自体は予定より少ないとの

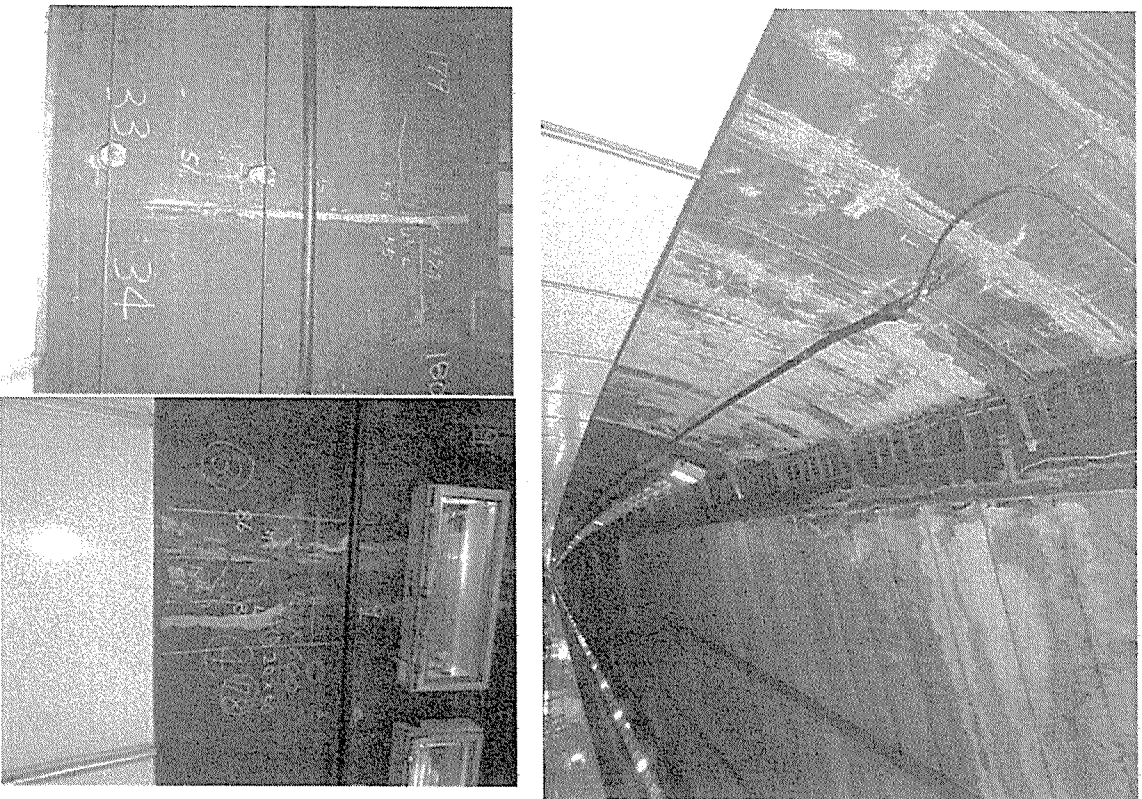
ことであるが、今後も確実な予算執行を目指すと同時に、橋梁長寿命化実施計画でも毎年に見直しを行うこととしており、平成27年度に確実にローリングも併行して実施していくことが求められる。

(7) トンネルの点検

意見(III-1-1(7)) 国土交通省の総点検指示に従い、山梨県でもトンネルの総点検が実施されたが、その後も劣化は進行する。特に建設後、長期間経過しているトンネルについては、維持管理実施計画が策定されるまでの点検・検査を確実に実施することが望まれる。とりわけ、トンネル背面の空洞化の進展は、覆工コンクリートの損壊等の被害をもたらす可能性があるため、背面空洞の点検・調査手法を定めて対処することが望まれる。

トンネルの点検は、毎子トンネル事故を受けて示された国土交通省の総点検の指示によって、初めて県内で実施された。現在、策定中のトンネル維持管理実施計画の中に点検の頻度や方法も含まれるが、計画策定までの間にも構造物の劣化は進む。また、前回の点検時に不具合箇所の見落としがないとも限らない。図III-8のように劣化している構造物は多いと想定される。第30年以上たった老齢化したトンネルを中心に、点検を怠りなく実施するように計画すべきである。

図III-8 在来工法の施工による養子トンネルの坑口近くの側壁に見られる漏水跡（ひび割れが起きていて、放置しておくコンクリートやモルタルの剥落の恐れもある）



また、覆工背面に生じる空洞は、覆工への荷重の掛かり方を不均等にする原因となり、覆工コンクリートの損壊をもたらす恐れがある。在来工法では背面空洞ができてすぐ、国土交通省の点検要領に準拠した「山梨県道路トンネル点検計画・要領」（平成25年3月）に記載されている打音検査によって、ある程度、把握できると考えられるが、覆工コンクリートの厚みが大きい場合などは検知が難しいこともあり、点検方法を体系的に検討して計画的な実施を図ることが望まれる。

(8) 予算編成に関する異種施設の比較可能な客観的優先順位付け指標の導入

意見(III-1-(8))
 予算制約、緊急工事等により、長寿命化計画等が予定通りに進められない可能性がある。この場合、異なる資産（橋梁、トンネル、道路）において、どのように優先順位を決めるべきか判断が難しい。
 多資産間での補修・更新工事の優先順位付けを客観的に判断できる指標を開発することが望ましい。数値化が難しい場合も、考慮すべき定性的項目を明らかにしておき、適切に説明責任を果たすことが望まれる。

橋梁は長寿命化実施計画によって、予防保全型の維持管理を施す963橋を対象に10年間で250億円の事業投資計画が策定されている。トンネルについても平成25年度中に維持管理実施計画が策定される予定である。しかし、予算の制約があるため、両者ともに計画通りに実施することが困難な場合も予想される。

現に、笹子トンネルと同様の吊り構造形式の天井板を持つ養子トンネル（長さ785m）、新御坂トンネル（長さ2,778m）で天井板を撤去する工事が緊急に計画され、予算措置が講じられた。こうした緊急的な工事があると、予定されていた他の施設の維持管理・更新計画の事業実施に支障が生じる。その場合も、優先順位の高い工事から予算が付けられるはずであるし、現状でも既に資産間の優先順位付けの比較はされているはずであるが、橋梁とトンネル、あるいは舗装も含めて、異なる資産間でも事業実施の優先順位付けが客観的に判定できる指標を整備すべきであると考ええる。精緻な数値化が難しくても、説明責任（アカウンタビリティ）を果たすために考慮すべき項目を明らかにし、少なくとも定性的な記述を文書にとどめておくことは必須である。

優先順位付けの際に考慮すべき項目、指標として一般的に考えられるのは、①構造・機能面の状態、②対策工事の緊急性（第三者被害、生産活動の継続性）、③資産の重要性、④資産の規模、⑤資産の代替性、⑥対策工事実施による効果、⑦その他——である。

(9) 道路維持管理、点検業務、改修工事に関する支出圧縮方策の検討

意見(III-1-1(9))
 長寿命化計画等の遂行には、事業費がかさむ面もある。
 包括的民間委託など、維持管理の支出を極力削減する方策を積極的に導入することが望まれる。

橋梁の長寿命化計画やトンネルの維持管理実施計画は一定期間ごとに見直されるが、中長期計画の遂行により事業費がかさみ、事業執行の遅延が懸念されることもある。こうしたなかで費用を削減するためには、例えば、維持管理において、地域的・期間的にできるだけ大きなロットで包括的に業務発注することが考えられる。山梨県では、役務業務以外、複数年契約は困難であること、地元業者への受注機会を均等に提供する必要があることから、維持管理業務の複数年契約は実施されてこなかった。

しかし、他の自治体においては、まだ日常の維持管理業務であるものの、包括的な維持管理に取り組む先進的な例も見られる。山梨県でも、維持管理業務の効率化、経費削減、民間企業によるサービス向上のインセンティブを目指して、積極的に取り組むべき課題であると考える。

先行する一例として、東京都府中市の包括的民間委託を挙げる(図III-9)。府中市は、道路管理を対象にした包括的な民間委託を平成26年度から試行する。対象区域内にある道路や街路樹など複数の施設の維持管理や補修をまとめて3年間(平成26年4月～29年3月)、民間事業者に委託する。委託料の上限額は4,182万6,000円に設定されており、スクールリゾートや民間の技術力の活用によるコスト削減を見込んでいる。委託候補者は平成26年1月に選定する予定で、参加要件は、東京都内に本店や支店がある企業・団体2～6者で構成するJVとされている。なお、JVには、府中市内に本店がある企業・団体1者を含む必要がある。

試行する「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」は、中心市街地のけやき並木通りに加えて、国道20号等の道路に囲まれた区域で、計19路線、総延長約3,500mである。区域内には、歩道橋2橋と街路樹151本、案内標識14基、街路灯207基などの市管理施設がある。

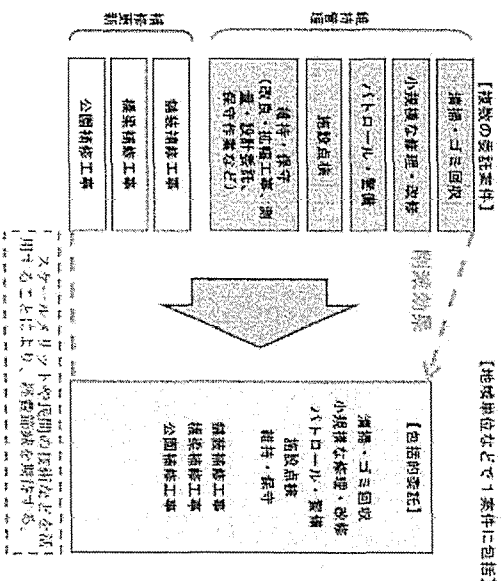
同市は、平成25年1月に公表したインフラマネジメント計画のなかで、維持管理費の増加に対処するため、維持管理に関する委託業務を地域単位で1案件に包括する方針を示していた。こうした包括的業務委託は全国の自治体で初めてである。今回の試行案件を検証し、将来的には市全域をいくつかのエリアに分割して、エリアごとに包括的な民間委託を進めたい考えだという。

＜関連情報＞

・ 日経 BP社・ケンゾウラッツ「道路や街路樹の包括管理を民間委託 府中市」

<http://kenplatiz.mkkeibn.co.jp/article/const/news/20130806/627309/>

図III-9 包括維持管理によるコストダウンのイメージ(資料：府中市)



(10) 道路舗装

意見(III-1-1(10))
 道路舗装について、MCI3指標による維持管理でなく、IRI(国際ラフネス指数)を採用していることは評価に値する。
 今後は、IRIの測定をベースにした維持管理手法を体系化して、実践に移すことが望まれる。

舗装について、国や自治体で測定されているにもかかわらず、有効に活用されていないMCI(Maintenance Control Index)の3指標(ひび割れ、わたち掘れ、平坦性)による維持管理に代わって、利用者の乗り心地を表す評価指標であるIRI(International Roughness Index)を採用していることは評価に値する。平成21年度と平成23年度に実施したIRI調査費はそれぞれ約800kmに対して、約13,000千円(約16千円/km)である。

今後、IRIとひび割れ・わたち掘れ・平坦性の計測、それに基づき補修工事の優先順位付けを連動させ、舗装の維持管理・補修を体系化していくことが望まれる。

(11) 地域ぐるみのインフラ資産の維持管理

意見(III-1-1(11))①
 インフラ資産は、簡単に撤去できず、サービス品質を落とすこともできないという性質から、厳しい財政状況の中でも、適切に維持管理していかねばならない。
 民間事業者、地域住民、ICT(情報通信技術)などの活用も視野に入れ、地域ぐるみでインフラ施設が維持管理されていくような方策を講ずることが望まれる。

意見(III-1-1(11))②
 職員や業者委託による道路パトローラは、パトロール回数が限られており、人件費や委託コストがかかる。また、職員の人数も限られており、所属年数が1~2年の職員では、多く地域の事情に精通するのに必ずしも十分な経験を有しているとは言えない。
 したがって、きめ細やかな道路維持管理情報の収集、道路情報モニター・やまなし土木施設環境ボランティアのさらなる積極活用を進めることで、住民参加・協働の取り組みを進め、住民自治拡充を図ることが望まれる。

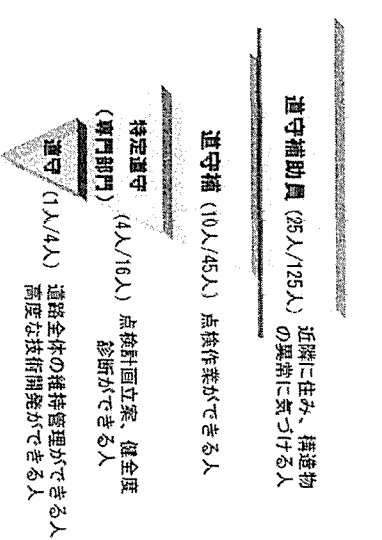
インフラ資産は県民共有の財産であり、公共性が極めて高いため、点検・補修・更新に費用が掛かり過ぎるとされる場合も、簡単に撤去はできないし、サービス水準を落とすこともできない。現実の財政状況が極めて厳しいなかで、インフラ資産への投資を継続するには、インフラ資産の現状を県民に情報公開して公共投資を理解を求める姿勢が必要である。

路線バス業者、宅配業者との連携など、道路を頻りに利用する民間企業を巻き込むことも一考の余地がある。ICT(情報通信技術)の発展により、情報端末から画像情報を管理事務所に送信することが容易に実行可能となっている。路線バスや宅配車に加速度計を取り付けて橋梁通過時の振動測定値データを蓄積させていけば、モニタリングの機能に匹敵する情報が得られる可能性がある。大量のデータ(ビッグデータ)を扱うことになるが、ICTの急速な進歩により、コストは低廉化している。国の動向を窺いつつ、山梨県でも地域の事情に配慮しながら研究開発に率先して取り組むことが望まれる。
 さらに、地域ごとに専門的な知識を持った人々、公共施設に関心のあるNPO等のボランティアに、「橋守」や「道守」として橋梁や道路の維持管理の一端を担ってもらうことも効果的である。

例えば、長崎県では、長崎大学が県と連携して、「道」の維持管理およびそれに関する技術の習得を目的とし、「道守」養成のための教育プログラムを開始している(図III-10)。これは、文部科学省の科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に「観光ナカサキを支える「道守」養成ユニット」(平成20~24年度)として採択されたものである。同プログラムでは、橋やトンネルなど道路関連施設等のインフラ構造物の維持管理に関する課題を題材とした講義、実験、点検実習を中心に進められる。プログラムには図に示すように、「道守補助員」、「道守補」、「特定道守」、「道守」の4コースがある。全コースが、講義、演習、県内各地の橋梁等での点検実習で構成され

ている。認定者には、「道路の異常の有無の報告・通報」「道路の清掃などのボランティアへの参加」「継続学習への取り組み」等の活動を通して、長崎県のインフラ長寿命化に携わることが促す。

図III-10 長崎県が養成している「道守」の構成とカリキュラム(資料:長崎県)



名称	カリキュラム	養成候補者
道守補助員	講義 レベル	・講義 ・現場実習 ・構造物の近隣住民
道守補	市民講座	・講義 ・実験 ・現場実習 ・研究開発
特定道守	土木施工管理技士 診断士	・地元自治体OB ・企業OB ・地元自治体職員 ・企業職員
道守	到達 レベル 技術士	

ここで、山梨県の道路維持管理の現状、特に道路パトロールの現状について、より詳細に触れておきたい。以下のその内容と今後の課題について記載する。

① 山梨県の道路パトロールについて
 道路パトロール(巡視)は、道路維持管理の基本となる業務活動である。また住民からの通報等も道路の維持管理に役立つ情報である。山梨県は、山梨県道路パトロール実施要領を定め、これに従って道路パトロールを実施している。道路パトロールの概要は以下のとおりである。

(ア) パトロールの種別及び回数

【通常パトロール】

平常時における道路全般の点検パトロールで、次の表を標準とする。

道路の種別	1日当たりの交通量		平常時パトロール回数(ノ月)
	10,000台以上	5,000台～10,000台未満	
一般道路	5,000台～10,000台未満	3,000台～5,000台未満	5回 4回 3回
自動車専用道路	3,000台未満	—	2回
自転車歩行者専用道路	—	—	毎日 1回

【夜間パトロール】

夜間における照明施設及びその他の交通安全施設の点検を行うもので、次の表を標準とする。

道路の種別	夜間パトロール回数
一般道路	1回/四半期
自動車専用道路	1回/月

【異常気象時パトロール】

台風、大雨、洪水、地震等の異常気象時に行うパトロールをいう。

【その他】

(イ) パトロールの方法

「山梨県道路パトロール実施要領」より抜粋

パトロールはパトロールカー等を使用し、原則として車中から確認できる範囲で行う。異常を発見した場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(ウ) 中北建設事務所の例

例えば、県中北建設事務所では、業者委託によるパトロールとともに、職員1名が専任で巡回し、実施要領に基づき行っている。パトロールは、道路、橋梁、トンネルなどの道路全般の状況について実施されている。

② 道路情報モニター制度、「やまなし土木施設環境ボランティア」推進事業について

上記の道路パトロール制度のほか、住民参加・協働の取り組みの一つとして、地域住民に道路情報モニターを1年間委嘱する制度も設けている。

道路情報モニター制度は、異常気象時において、異常気象時通行規制区間の通行が危険と認められる場合、道路情報モニターが広範囲にかつ迅速に道路情報を収集し、道路管理者へ情報提供を行うことにより、道路の交通安全と円滑化を図ることを目的として設置されているものである。

平成24年度は、1級モニター(主として情報の提供のほかに道路標識の設置、取り外し及びその保管を委託するモニター)が1名、2級モニター(主として情報の提供のみモニター)が43名であった。また、平成23年度に道路情報モニターから寄せられた通報の回数は89回であった。

平成24年度の事務事業自主点検シートによる内部評価によれば、道路情報モニターによる早期の規制行動及び的確な情報提供により、事故等が発生しなかった率が100%となっており、交通の安全が図られていとされている。内部評価では、意図した成果はほぼ上げていると評価されている。

しかし、道路情報モニター制度は、異常気象時の道路情報の収集に目的が限定されている。通常時の土木施設の破損等の連絡は、別途「やまなし土木施設環境ボランティア」推進事業における活動により、情報提供される可能性がある。

「やまなし土木施設環境ボランティア」推進事業は、県が管理する身近な公共空間である道路、河川及び公園の美化活動(ボランティア活動)を通じて、土木施設の維持管理及び地域の環境に対する意識の高揚を図り、快適なまちづくりを推進することを目的とした事業である。道路などの土木施設管理に関して、5名以上から構成されるボランティア団体による住民参加・協働の取り組みを行っている。

対象となる土木施設は県が管理する道路、河川、公園等であり、環境ボランティア団体、地元企業、同好会・サークル、青年会・老人会・婦人会、町内会・自治会などが参加している。主な活動内容は以下のとおりである。

- 清掃：清掃、ゴミ拾い、歩道・植樹帯等の草取り
 - 除草：樹木の剪定(中、低木)、路肩・法面・河川内・堤防等の草刈り
 - 除雪：歩道の除雪
 - 花の植栽：土木施設の管理上支障にならない遊休地等への植栽
 - 情報提供：土木施設の破損等の連絡
 - その他：環境ボランティアが特に希望する美化作業で管理上支障がないもの
- しかし、やまなし土木施設環境ボランティアは、土木施設の破損等の情報提供が主目的ではなく、土木施設の破損等の情報提供や道路補修を目的とした住民参加・協働の取り組みによる道路維持管理の仕組みは他にはない。

③ 現状制度の問題と地域協働促進について

上記のように、道路維持管理については、道路情報モニターや、やまなし土木施環境ポランティアを設置することで、住民参加・協働の取り組みを取り入れている。一方、平成24年度の事務事業自主点検シートでのコメントや県へのヒアリング等からは、道路維持管理情報の収集については、道路パトロール制度により対応する方針であることが感じられる。

しかし、職員や業者委託による道路パトロールは、パトロール回数が限られており、人件費や委託コストもかかる。また、対応可能な職員の人数も限られている。例えば、県中北建設事務所の道路維持担当は10名であり、この体制で様々な業務を行っている状況である。さらに、所属年数(平成26年3月末時点)が浅い(1~2年)職員が多く、地域事情に精通するに必ずしも十分な経験を有しているとは言えない。

きめ細やかな道路維持管理情報の収集と県の厳しい財政状況を鑑みて、道路情報モニターや、やまなし土木施環境ポランティアなど住民参加・協働の取り組みをより積極的に活用していくべきである。

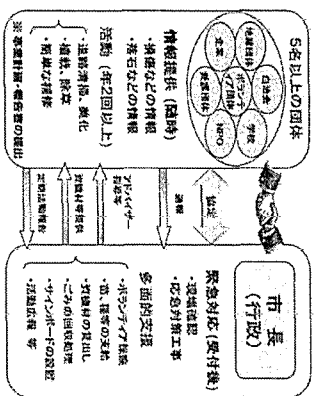
現状の道路情報モニターや、やまなし土木施環境ポランティアの制度には、上記で記したとおり、以下の点を検討することが望まれる。

- ・ 道路情報モニター制度は、異常気象時の道路情報の収集に目的が限定されている。
- ・ やまなし土木施環境ポランティア制度により、通常時の土木施設の破損等の情報が提供される可能性がある。しかし、やまなし土木施環境ポランティアは、土木施設の破損等の情報提供が主目的ではなく、土木施設の破損等の情報提供や道路補修を目的とした住民参加・協働の取組による道路維持管理の仕組みは他にはない。

この点を改善すれば、道路情報モニターや、やまなし土木施環境ポランティアなどによる道路維持管理に関する住民参加・協働の取り組みをさらに活発化させることができると考えられる。

参考として、静岡市道路サポーター制度の例を紹介する。静岡市道路サポーター制度では、道路の美化や緑化に加えて、安全確保のために損傷などの情報提供や簡単な補修も目的として、住民参加・協働の取り組みを進めている。

図III-11 静岡市道路サポーター制度
道路サポーター制度 概要



(出典：静岡市HP 静岡市道路サポーター制度より)

「II 全般的・共通的問題と対応」で長崎県など他の地方自治体例も示しているが、地方分権の本格的な進展に伴い、住民自治拡充の観点から、道路情報モニターや、やまなし土木施環境ポランティアなどによる住民参加・協働の取り組みをさらに活用するべきである。地域ごとに、専門的な知識を持った人々や、公共施設に関心のあるNPO等のボランティアに、「橋守」や「道守」として、橋梁や道路の維持管理の一端を担ってもらうことにより、住民参加・協働の取り組みを活発化させることが望まれる。

(12) 道路パトロールデータの蓄積

意見 (III-1-1 (12))

道路の維持管理を効果的・効率的に行うためには、情報を幅広く収集し、系統的に蓄積することが重要である。

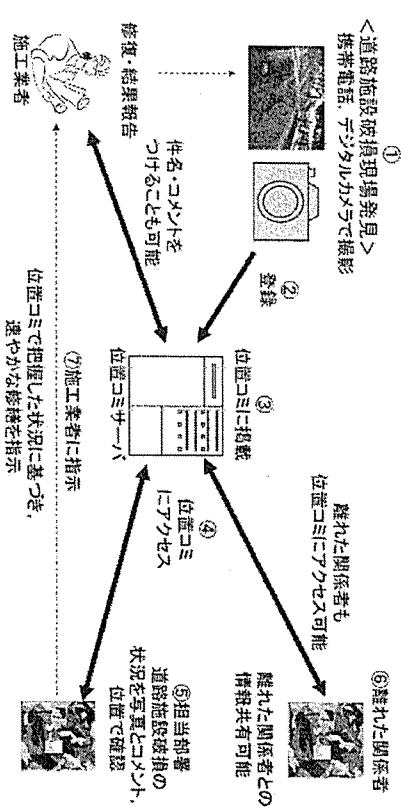
ICT(情報通信技術)の活用を含め、道路パトロールデータや住民からの情報を収集・蓄積できる体制を構築することが望まれる。

道路パトロール(巡視)は、道路維持管理の基本となる業務活動である。また、住民からの通報等も道路の維持管理に役立つ情報である。こうしたデータの系統的な収集・蓄積は、不具合が発生しやすい箇所やその内容の傾向の把握、当該箇所の重点的な巡視・点検に繋がるため、維持管理業務の効率化に資するはずである。現状では、紙ベースを主とする情報蓄積にとどまっているが、GPS(全球測位システム)付きタブレット端末の普及によって情報収集・蓄積は以前よりはるかに簡便になっている。

例えば、岩手県における道路維持管理システムは、岩手県立大学と小田島組の共同研究開発をもとに平成16年度から「位置コミ」として県全域の県管理道路を対象に運用

されている(図III-12)。このシステムは、日常の道路維持管理業務であるパトロールや通報によって発見される道路破損の補修や清掃等を対象とする。担当者が携帯電話やデジタルカメラで撮影した画像と状況をウェブ上で管理職員と共有し、指示・報告を行う電子掲示板システムである。位置コミには、事故タイトル、投稿日、投稿者名、写真、位置情報(地図、緯度経度)が登録され、各事象について進捗状況(指示、作業開始、途中報告、終了)が報告される。このシステムは、グループウェア機能を有しているので、担当者以外の職員が情報を共有することもできる。

図III-12 岩手県の道路維持管理システム「位置コミ」の構成図



(資料: 「道路維持管理における道路データベースを核とする時空間情報ポータルの開発」(岩手県立大学・窪田諭)より)

上記のシステムは、ICT(情報通信技術)を活用した道路維持管理システムの一例である。出先事務所の人員確保が十分でない状況、県民からの通報が増える状況の下では、こうしたシステムは有効である。例えば、県中北建設事務所の道路維持担当は10名体制であるが、所属年数(平成26年3月末時点)は1~2年の職員が多く、地域事情に精通するのに必ずしも十分な経験を有しているとは言えない。巡視データの収集・蓄積は担当者の経験年数の少なさも補えるものである。この点からも、効果的な巡視データの収集・蓄積の方策について検討すべきであると考ええる。

表III-13 中北建設事務所の道路維持担当の体制(平成25年度末時点)

技術/事務	役職	所属年月数	専門
技術	リーダー主査	2.0	土木
技術	副主査	1.0	土木
技術	副主査	2.0	土木
事務(再)	専門員	2.0	行政事務
技術	技師	1.0	土木
事務	主事	1.0	行政事務
技術(兼)	技術職員	2.0	土木
技術(兼)	技術職員	3.0	電気
技術(兼)	技術職員	1.0	電気
		非常勤	3.0

(13) 橋梁台帳への請負金額の記載について

見(III-1-1(13))
 橋梁台帳である橋梁諸元には、架設年、竣工、橋長、所在地等の情報は記載されているが、当初請負金額が記載されていないものもある。
 将来的な会計上の固定資産台帳との連携や資産管理のために、取得価額情報としての当初請負金額を橋梁諸元に記載することが望まれる。

橋梁については、会計上の固定資産台帳が整備されていない。橋梁は総務省方式改訂モデルにより、決算統計教値を活用して貸借対照表に計上されているため、決算情報として橋梁資産の内訳情報がなく、橋梁の内訳情報がなく各橋梁の除却額が判明しないため、適正な除却額の算定が困難である。
 橋梁は、老朽化による更新時に架け替えを行う。適正な除却処理を行うことができないと、更新が進むにつれて橋梁の貸借対照表計上額が実態と乖離する。そのため、将来的には会計上の固定資産台帳を整備する必要がある。
 現状では、会計上の固定資産台帳の元情報として、橋梁台帳を活用することが考えられる。橋梁台帳は橋梁諸元として整備されている。橋梁諸元では、「補修・補強履歴」の記載項目が設定されており、補修・補強に関する発注履歴として請負額の情報も記載されている。しかし、当初架設時の情報を管理する「基本諸元」には、架設時期、竣工時期、橋長、所在地等の情報は記載されているが、当初請負金額が記載されていないものもある。
 総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領では、有形固定資産の計上額について以下のように定めている。

(総務省改訂モデルに基づく財務書類作成要領から抜粋)
 有形固定資産は原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を

指し、原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上する。ただし、当面の間取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することもできる。

取得価額情報は再調達価額や取得原価の算定の基礎となることから、取得価額情報である当初請負金額を橋梁結元に記載することが望ましい。

また、取得価額情報は将来の更新金額の目安であり、資産の老朽化度合を示す指標である老朽化率は、減価償却累計額÷取得原価で算定されるため、資産管理上も重要な情報である。

したがって、将来的な会計上の固定資産台帳との連携や資産管理のために、取得価額情報としての当初請負金額を橋梁結元に記載することが望ましい。

IV. 公共施設について

1. 県土整備部建築住宅課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 建築住宅課の業務の概要

建築住宅課では、県営住宅の管理・改善、住宅供給公社の指導、公営住宅の整備等住宅施策に関する調査・計画・市町村指導などを行っている。

② 建築住宅課の所管する主な資産の概要

建築住宅課の所管する県営住宅の区分、戸数、建設年度、管理方法等は、表IV 1-1、表IV 1-2、表IV 1-3のとおりである。

表IV 1-1 県営住宅の区分

県営住宅の区分	説明
公営住宅	公営住宅法に基づき地方公共団体が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅
準特定優良賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の用途の変更のため廃止後、特定優良賃貸住宅として管理する予定であった期間を、公営住宅の入居条件により管理されるもの。
特定公共賃貸住宅	中間所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、特定優良賃貸住宅制度に基づき供給される地方公共団体が建設・管理する賃貸住宅。

(出典：山梨県住生活基本計画)

表IV 1-2 県営住宅の区分別管理戸数(平成 25 年 3 月 31 日現在)

種別	団地数	管理戸数	入居戸数	
県営住宅	公営住宅	93	7,529	6,830
	準特定優良賃貸住宅	11	152	146
	小計	104	7,681	6,976
特定公共賃貸住宅	13	80	54	
合計	117	7,761	7,030	

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

表IV 1-3 県営住宅の一覧 (平成25年3月31日現在)

種別	団地名	管理戸数	建設年度	備考
公営住宅	塩部第一	75	平 10	
	塩部第二	307	昭 60-平 17	優先入居世帯向け住宅含む
	伊勢	206	昭 56-昭 59	
	千塚北	124	昭 62-平 20	
	千塚南	110	昭 63-平 23	
	千塚西	136	平 14-平 17	優先入居世帯向け住宅含む
	湯村	306	平 2-平 22	優先入居世帯向け住宅含む
	貫川	1,044	昭 43-平 4	
	小瀬	300	昭 54-昭 56	多家族・心身障害者向け住宅含む
	和戸	109	昭 60-平 7	老人同居・老人世帯・心身障害者向け住宅含む
	玉川	582	昭 45-平 6	老人世帯向け住宅含む
	田富	8	昭 44	募集停止
	田富益無	12	昭 44-昭 46	募集停止
	常永	110	昭 50-昭 52	
	山王	130	昭 50-昭 53	
	東花輪	72	平 1-平 5	
	楡形	52	昭 38-昭 40	募集停止
	白根	52	昭 42-昭 43	一部募集停止
	福社村	96	昭 52-昭 55	心身障害者向け住宅含む／一部募集停止
	甲西	16	昭 44	募集停止
	神の木	40	昭 55-昭 56	
	八田	72	昭 51-昭 53	
	豊	52	昭 51-昭 52	
	南美台	60	昭 57	老人世帯・多家族向け住宅含む
八田第二	50	昭 58-昭 59		
田島	58	昭 61-平 1		
八田第三	60	昭 61-昭 62	老人世帯・多家族向け住宅含む	
下高砂	56	平 2-平 3		
楡形小笠原	96	平 10-平 13		
若草下今井	45	平 13-平 18		
双葉	54	平 1-平 2		
双葉豊が丘	81	平 15-平 18		
韮崎東	24	昭 36	募集停止	
韮崎西	10	昭 32	募集停止	
若尾	30	平 15	優先入居世帯向け住宅含む	
旭	64	昭 57-昭 60	心身障害者向け住宅含む	
韮崎	80	昭 62-平 3		
韮崎穂坂	50	平 10-平 12		
長坂	12	昭 43		
日野春	24	昭 52-昭 53	募集停止	
武川	24	昭 54		

種別	団地名	管理戸数	建設年度	備考
公営住宅	高根	36	昭 58-昭 60	
	白州	24	昭 58-昭 61	
	牧原	36	昭 59-昭 61	
	小瀬沢	30	昭 61-昭 63	
	明野つづみヶ丘	42	平 3-平 4	
	高根南	30	平 6-平 15	老人世帯向け住宅含む
	塩山	24	昭 55	
	上井尻	60	昭 53-昭 54	
	栗生野	60	昭 60	
	塩山熊野	50	平 9-平 10	
	東山梨	110	昭 52-昭 54	
	ぶどうの里	60	平 3-平 4	
	ぬくもり	123	平 8-平 11	老人単身・老人世帯向け住宅含む
	勝沼下岩崎	65	平 9-平 12	
	御坂	72	昭 53-昭 55	
	石和	64	昭 56-昭 57	老人世帯・多家族向け住宅含む
	大坪	42	昭 57-平 6	老人世帯向け住宅含む
	八代	54	昭 62-昭 63	
	一宮	104	平 1-平 7	老人世帯向け住宅含む
	富士見	100	昭 46-昭 59	
	三郷	18	昭 52	
	三珠	96	昭 54-昭 57	
	岩間平	42	平 3-平 5	
	飯沢	28	昭 44-昭 45	
	増穂	48	昭 52-昭 53	
	青柳	48	昭 56	
	飯沢北郷	76	昭 58-平 7	老人同居・老人世帯・心身障害者向け住宅含む
	青柳第二	48	昭 58-昭 59	
	増穂天神	24	平 1	
	身延	24	昭 52-昭 53	
	身延第二	40	昭 60-昭 63	
	下部	20	昭 55	
	久那土	54	昭 59-平 4	
	中富	30	昭 56-昭 57	
下田原	48	昭 60-平 2	みなし特公賃住宅含む	
南光平	48	平 4-平 5		
富沢	23	平 9-平 10		
春	174	昭 47-昭 51		
新屋	48	昭 53-昭 54		
小倉山	72	昭 60-昭 63		
谷村	24	平 22		
養電峽	48	昭 50-昭 51		

種別	団地名	管理戸数	建設年度	備考
特定公共賃貸住宅	田野倉	40	昭52・昭53	
	権現原	48	昭56・昭57	
	熊井戸	60	昭62・昭63	
	河口湖	24	昭57	
	西桂	24	昭58	
	河口湖小立	45	平9・平11	老人同居・障害者同居世帯向け住宅含む
	大月	24	昭30	募集停止
	富浜	48	昭54・昭55	一部募集停止
	石動	48	昭58・昭59	一部募集停止
	上野原	12	昭42	募集停止
	公営住宅 合計	7,529		
	特定公共賃貸住宅	塩部第一	5	平11
塩部第二		5	平13	
和戸		7	平7・平8	
榊形小笠原		5	平10	
若草下今井		5	平13	
高根南		5	平7	
榊崎穂坂		8	平11・平12	
塩山熊野		10	平9・平10	
ぬくもり		7	平8・平11	
勝沼下岩崎		8	平9・平10	
諏訪北部		6	平7	
富沢		5	平9・平10	
河口湖小立	4	平9		
特定公共賃貸住宅 合計	80			
準特定優良賃貸住宅	塩部第一	17	平11	優先入居世帯向け住宅含む
	塩部第二	7	平13・平14	優先入居世帯向け住宅含む
	和戸	36	平7・平8	優先入居世帯向け住宅含む
	榊形小笠原	19	平10・平11	優先入居世帯向け住宅含む
	榊崎穂坂	12	平11・平12	優先入居世帯向け住宅含む
	高根南	7	平7	優先入居世帯向け住宅含む
	ぬくもり	26	平8・平11	優先入居世帯向け住宅含む
	勝沼下岩崎	7	平9・平10	優先入居世帯向け住宅含む
	諏訪北部	14	平7	優先入居世帯向け住宅含む
	富沢	2	平9・平10	優先入居世帯向け住宅含む
	河口湖小立	5	平9	優先入居世帯向け住宅含む
	準特定優良賃貸住宅 合計	152		

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

③ 管理台帳の概要

建物（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は物品調達管理システムにより管理している。
また、入居者情報や入居戸数などの入居管理に必要な情報については、公営住宅管理システム「[at home 2]」にて管理している。当該システムは、山梨県（管理業務委託者）と山梨県住宅供給公社（管理業務委託者）の両方に端末があり、両方で情報共有が図られている。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築基準法に基づき、建築物については3年毎に法定点検を実施しており（点検対象を3グループに分けて3年で一巡する）、建築設備については毎年点検を実施している。当該点検は指定管理者である山梨県住宅供給公社に業務委託している。点検結果は毎年公社から報告を受け、紙媒体で保管されている。（点検履歴のデータベース化は行われていない。）

⑤ 維持管理計画

(ア) 山梨県住生活基本計画

山梨県は、「山梨県住生活基本計画」を定めている。これは、美しい自然の中で、産業が力強く躍動し、喜びに満ち溢れた暮らしが営まれ、活発な交流が展開する、安全・安心で快適な社会の実現に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針を定め、住生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。この計画の策定は、平成18年に住生活基本法が制定され、本格的な少子高齢化、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る施策への本格的な転換を図る道筋が示されたことを背景とするものである。山梨県は、全国計画に即して平成19年に同基本計画を定めた。また、平成23年に全国計画の変更を受け、耐震性や高齢者向け住宅の供給など、ハード面とソフト面の改善施策を同基本計画に加える見直しを行っている。

「山梨県住生活基本計画」の概要

< 理念 >

いきいきとした住生活が営まれる郷土やまなしの実現

<方針>

1. 良質な住宅ストックの形成
2. 市場と連携した施策展開
3. 各主体の連携による施策展開

<目標>

1. 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築
2. 住宅の適正な管理及び再生
3. 県民が安心して選択できる住宅市場の形成
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

<対象期間>

平成 23 年度～平成 32 年度

(イ) 山梨県公営住宅等長寿命化計画

山梨県は、山梨県全体の住宅施策について示した「山梨県住生活基本計画」に基づき、県営住宅等の整備を進めている。同基本計画において、公営住宅の供給方針が定められている。山梨県における公営住宅の保有率は全国的にみても高く、ストックとしては充足しており、ストックの適正な維持管理あるいは建て替え等を推進するとともに、新たな市町村営住宅を整備するなどがある内容である。

上記の方針に則した形で、山梨県は、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」を平成 21 年度に策定している。当該計画は、公営住宅の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減、年度毎の事業量の平準化を図りながら、安全で快適かつ将来の高齢化社会に対応するための県営住宅の供給の確保を目的としている。

「山梨県公営住宅等長寿命化計画」の概要

<基本方針>

- ◆ これまでの対症療法的な維持管理から、予防保全的な維持管理に切り替え、標準修繕周期に先立って定期点検の実施や耐久性の向上を目的とした改善工事を実施することにより、住宅の長寿命化を図っていく。またこのことにより修繕周期を長期化することが可能となり、ライフサイクルコストの縮減及び事業の平準化も果たしていく。

- ◆ 標準修繕周期に先立って、定期点検を実施し、老朽化や劣化等による事故等を未然に防止するとともに、修繕や改善の効率的、効果的な実施を行う。

<既存住宅の活用手法>

既存住宅を竣工時期により以下の 3 区分として活用する。

1. 従前、竣工後平均 43 年で建替を実施してきたいわゆる標準設計の住宅は、建築基準法その他の制限、及びコミュニケーション形成に支障がある場合等を除き、全面的改善、又はこれと同等の改善、その他の改善を実施し、竣工後 70 年間活用した後に建替事業を実施する。

2. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の適用を受けて建設した平成 15 年度以降の住宅は、定期的な修繕、改善を実施しながら、竣工後 90 年間活用した後に建替事業を実施する。

3. 1・2 以外の住宅は、定期的な修繕、改善を実施しながら、竣工後 70 年間活用した後に建替事業を実施する。

なお、上記 3 区分に該当せず、今後の需要が見込まれないなど、長寿命化の必要性が認められない住宅は用途廃止する。

山梨県は、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき県営住宅等の整備を進めているが、県営住宅等の運営は交付金事業であるため、国の政策に大きく影響を受ける。現在の国及び山梨県の財政状況は非常に厳しく、予算が限られているため、現実の整備は計画通りには進んでいない状況である。

また、建築基準法等の点検により計画策定時に想定していなかった不具合等が見された場合、緊急性が高ければ優先的に修繕を実施する必要があるが、こうした事情も計画の遅延要因の 1 つとなっている。

なお、長寿命化計画に基づき実施した修繕結果については、電子データにて履歴管理している。

⑤ 県営住宅の稼働状況

県営住宅の稼働状況等は以下のとおりである。

表 IV 1-4 県営住宅の稼働状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

種別	管理戸数(A)	入居戸数(B)	空家戸数	稼働率(=B/A)
公営住宅	7,529	6,830	699	90.7%
準特定優良賃貸住宅	152	146	6	96.1%
特定公共賃貸住宅	80	54	26	67.5%
合計	7,761	7,030	731	90.6%

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

表IV 1-5 空室戸数の内訳 (平成25年3月31日現在)

種別	単的空家	政策空家	問題空家	空室戸数計
公営住宅	522	132	45	699
準特定優良賃貸住宅	5	0	1	6
特定公共賃貸住宅	24	0	2	26
合計	551	132	48	731

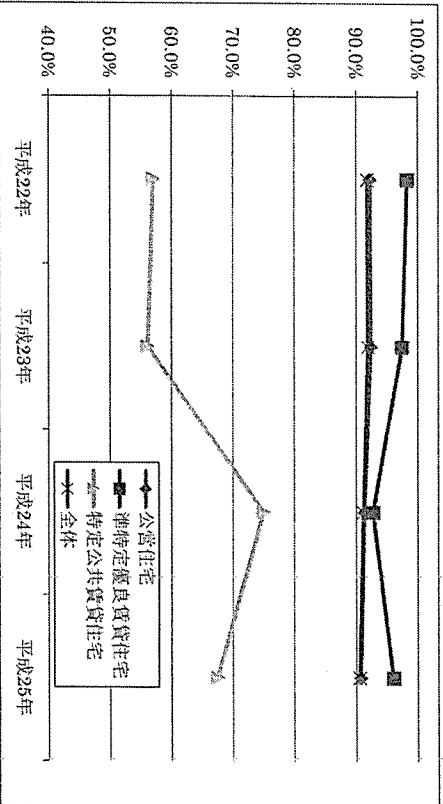
※ 「政策空家」：建替又は用途廃止等の計画のため、政策的に募集を停止している団地

※ 「問題空家」：以前の居住者が室内で死亡した部屋、隣部屋の騒音トラブルによって敬遠される部屋など、諸要因により空室となっている部屋

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

県営住宅の平成22年から平成25年の稼働状況は、図IV 1-6のとおり、公営住宅及び準特定優良賃貸住宅は90%超で推移しているのに対して、特定公共賃貸住宅は60%前後で推移しており空室が目立つ状況である。

図IV 1-6 県営住宅の稼働率の推移



(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

(2) 特定公共賃貸住宅の入居促進について

指 摘 (IV-1-1 (2))

特定公共賃貸住宅は、家賃が通増していくことや、収入証明書の提出を求められる等、入居希望者にとって利用しにくい面もあり、近年多くの空室が問題となっている。特定公共賃貸住宅の入居者募集業務を委託する「山梨県住宅供給公社」のホームページ

以上に、開取りやモデル家賃等の情報は掲載されていない。
県は、公社の特定公共賃貸住宅の募集方法の改善を要請すべきである。具体的には、公開情報の充実、ホームページ以外の媒体の活用などが考えられる。
また、入居者募集について相応の努力をしてもなお、空室が埋まらない場合は、当該特定公共賃貸住宅を家賃補助のある準特定優良賃貸住宅に転用するべきと考える。

① 特定公共賃貸住宅について

特定公共賃貸住宅とは、『山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則』に定められた、県内在住または在勤の中堅所得者層向けの公営賃貸住宅であり、年間の所得金額が一定の範囲内の世帯が利用できるものである。山梨県では、公営住宅の一部を特定公共賃貸住宅として使用している。

特定公共賃貸住宅の賃料は近傍同種物件の家賃を基準に定められているが、供用開始後20年間は一定の減額をすることができると、供用開始後は有利な家賃を設定できるとしている。ただし、減額幅は年々縮小し、年を追うごとに家賃は上がっていくようになっている。こうした家賃の通増に加えて、収入証明書の提出が求められるなど、入居希望者にとって利用しにくい面もあり、近年では、空室の増加が問題となっている。

一方で、住宅困窮者に対する公営住宅は入居待ちが多数いる状況であり、同一棟内の特定公共賃貸住宅を空家のままにしておくことは問題があるとの認識のもと、県はこれまで一部の特公共賃貸住宅を家賃補助のある準特定優良賃貸住宅に転用し、実質的に公営住宅として活用することに着手している。

② 県内の特定公共賃貸住宅の状況

県内の特定公共賃貸住宅の入居状況は平成23年7月31日時点で表IV 1-7に示すとおりである。

表IV 1-7 特定公共賃貸住宅入居状況 (平成23年7月31日時点)

(単位：戸数、%)

団地名	管理戸数	入居戸数	空室戸数	入居率 (%)
塩部第一団地	5	1	4	20
塩部第二団地	5	4	1	80
和戸団地	7	5	2	71
楢形小笠原団地	5	3	2	60
若草下今井団地	5	0	5	0
高根南団地	5	2	3	40
韮崎穂坂団地	8	6	2	75
塩山熊野団地	10	9	1	90
ぬくもり団地	7	5	2	71

団地名	管理戸数	入居戸数	(単位：戸数、%)	
			空家戸数	入居率 (%)
勝沼下岩崎団地	8	5	3	62
鉾沢北部団地	6	6	0	100
富沢団地	5	5	0	100
河口湖小立団地	4	1	3	25
合計	80	52	28	65

(注) 色のついた3団地は特に入居率が低い団地である。

(出典：建築住宅課作成資料)

表に示すとおり、入居率は100%から0%まで幅がある。平成23年7月31日時点で入居率が25%以下の塩部第一団地、若草下今井団地及び河口湖小立団地の3団地の空家について、平成22年9月以降の賃貸状況を調査したところ、状況は表IV 1-8に示すとおりであった。

団地名	空家戸数	空家の賃貸状況	
		1部屋が平成23年4月まで賃貸実績あり。	3部屋は賃貸実績なし。
塩部第一団地	4	1部屋が平成23年4月まで賃貸実績あり。	3部屋は賃貸実績なし。
若草下今井団地	5	1部屋が平成24年10月まで、1部屋が平成23年5月まで賃貸実績あり。	3部屋は賃貸実績なし。
河口湖小立団地	3	1部屋が平成24年6月まで賃貸実績あり。	2部屋は賃貸実績なし。

(出典：建築住宅課作成資料)

3団地のケースを見る限り、3年以上の長期間、契約が継続している部屋もあるが、一旦、空家になると、次の賃貸契約がなかなか決まらない傾向がみられる。一方で、各団地の公営住宅部分についての入居待ちは塩部第一団地で17人、若草下今井団地で15人、河口湖小立団地で10人と多くの希望者がおり、同じ棟の特定公共賃貸住宅部分の空家状態が継続していることは公有資産の活用上の課題である。この点に関しては、現在、国との協議を進めていることである。

③ 入居者募集のさらなる工夫等による公有財産の有効活用について

入居者募集手続きは、山梨県住宅供給公社（以下「公社」という。）が県から委託され行っている。ただ、特定公共賃貸住宅についての入居者募集の告知は、公社のホーム

ページ上にある「公営住宅空家及び入居待ち状況」の「特定公共賃貸住宅」のリンクから「特定公共賃貸住宅空家・入居待ち状況表」が閲覧できるのみである。「特定公共賃貸住宅空家・入居待ち状況表」は、特定公共賃貸住宅の管理戸数、空家戸数、希望者数を団地別に示しているに過ぎず、間取りやモデル家賃等の情報は掲載されていない。県は、公社の特定公共賃貸住宅の募集方法を改善させるべきである。

立地、間取り、モデル家賃等、運営、民間不動産業者が入居者募集する際に示す情報も開示させるなど、特定公共賃貸住宅の公開情報を充実させ、また、物件近辺へのチラシやポスターなどの掲示によりホームページ以外にも目に見える機会を作るなど、広報の充実を要請すべきである。

また、入居者募集について相応の努力をしてもなお、空室が埋まらない場合は、当該特定公共賃貸住宅を家賃補助のある準特定優良賃貸住宅に転用するべきと考える。

(3) 長寿命化計画について

意見 (IV-1-1 (3))

山梨県では、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に従い、「予防保全的な維持管理」により効果的・効率的に公営住宅を維持・管理していくことが予定されている。今後は、計画通りの補修工事を実施していくこと、定期的な計画の見直しを継続していくことが重要であるため、組織的に取り組んでいくことが望まれる。定期点検・修繕実績等からの情報収集の体系化、新しい工法の検討、光熱水費の分析などの実施も期待される。

現在、山梨県で取り組んでいる「山梨県公営住宅等長寿命化計画」では、ライフサイクルコストの削減、年度毎の事業量の平準化を図ることを目標としている。これまでの「対症療法的な維持管理」から「予防保全的な維持管理」に切り替え、標準修繕周期に先立った定期点検の実施や耐久性の向上を目的とした改修工事を実施している。これによって、修繕周期を長期化することが可能になる。また、老朽化や劣化等による事故等を未然に防止することができる。

今後は、上記計画による修繕、改善、建替を予定通りに実施するとともに、定期点検及び劣化診断から得た情報や修繕履歴を集約し、常に計画を見直ししていくべきである。また、新しい計画手法、補修工法を積極的に取り入れて、検討を繰り返していく姿勢が重要と考える。

また、CO2排出削減の観点から、各団地の光熱水費の分析を行い、効率が悪い設備機器や断熱性能が劣っている屋根、外壁、建具等を改修することも今後は重要となると考えられる。

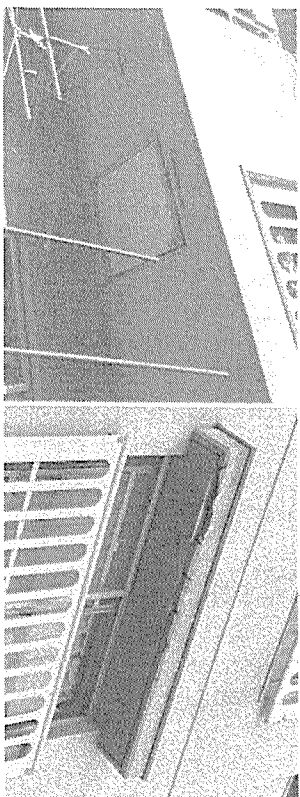
(4) 点検結果、劣化状況の一元管理について

意見(IV-1-1-(4))
 日常点検、定期点検の実施の徹底を継続し、各施設の劣化状況を集約的に把握することが望まれる。

県営住宅の長寿命化計画の策定は評価できる。日常点検・定期点検で見えられた劣化状況を常に更新し、施設の実用に応じた調整をしながら、実効性を有した計画としていくべきである。

包括外部監査の一環として視察した諏沢北部団地では、底部分の鉄筋の腐食や、バルコニー床開口(避難ハッチ)周りの鉄筋の腐食等の劣化が観察された(図IV-1-9)。こうした劣化は、早急な補修が必要な場合もあり、建築住宅課でその緊急性を判断し、適切に対応していく必要がある。さらに、修繕履歴を集約的に把握した上で、長期修繕計画に反映していく必要がある。今後とも継続して、施設管理者に対して点検の指導や研修等を実施し、点検結果の報告を徹底させるべきだと考える。

図IV-1-9 諏沢北部団地の底部分の鉄筋腐食(左)と、バルコニー床開口(避難ハッチ)周りの鉄筋腐食(右)



2. 教育庁学校施設課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 学校施設課の業務の概要

学校施設課では、県立学校にかかる公有財産の取得及び管理、県立学校施設の整備計画の策定及び学校施設の管理及び保全などを行っている。

② 学校施設課の所管する資産の概要

学校施設課では、県立高等学校(全日制・定時制・通信制)及び特別支援学校を所管している。県立高等学校(全日制)の状況は表IV-2-1のとおりである。

表IV-2-1 県立高等学校(全日制)の状況(平成25年度)

学校名	定員(3学年)	校地面積(m ²)	建物竣工年
北杜	750	171,458	平成13年
韮崎	840	46,108	平成14年
韮崎工業	540	41,751	平成14年
甲府第一	840	31,649	平成5年
甲府西	840	53,850	昭和49-50年
甲府南	840	42,132	平成8年
甲府東	840	52,877	昭和52-53年
甲府工業	830	41,183	平成9年
甲府城西	840	39,178	平成10年
甲府昭和	800	44,970	昭和59-60年
農林	450	167,776	平成15年
巨摩	720	52,157	昭和51年
白根	680	44,051	昭和59年
増穂商業	390	36,263	昭和38-45年
市川	480	35,237	昭和45年
峡南	360	31,727	昭和48年
身延	450	34,419	昭和46-平成5年
笛吹	900	42,498	平成23年
日川	840	43,556	平成15年
山梨	610	48,951	昭和55年
塩山	840	51,632	平成2年
都留	840	36,216	昭和51-55年
上野原	570	34,151	昭和54-56年
谷村	375	36,741	昭和36-50年

学校名	定員(3学年)	校地面積(m ²)	建物竣工年
桂	690	34,600	昭和41・平成6年
吉田	960	37,979	平成17年
富士北陵	840	50,127	平成17年
富士河口湖	800	54,246	昭和52・54年
合計	19,755		

(出典：教育庁学校施設課 作成資料)

③ 管理台帳の概要

建物（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は物品調達管理システムにより管理している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築基準法第12条に基づく法定点検を3年に1度実施している。点検業務は、学校施設課において、入札により外部業者を選定し、業務を委託している。

各学校における点検結果は、AからDまでのランク判定が行われ（A：経過観察とする、B：精密調査を要する、C：修繕を要する、D：即修繕が必要）、学校及び学校施設課に報告される。この点検結果は、紙媒体で保管されている。（点検履歴のデータベース化は行われていない。）

また、12条点検以外にも毎年消防・ボイラー等の点検を実施している。

⑤ 維持管理計画

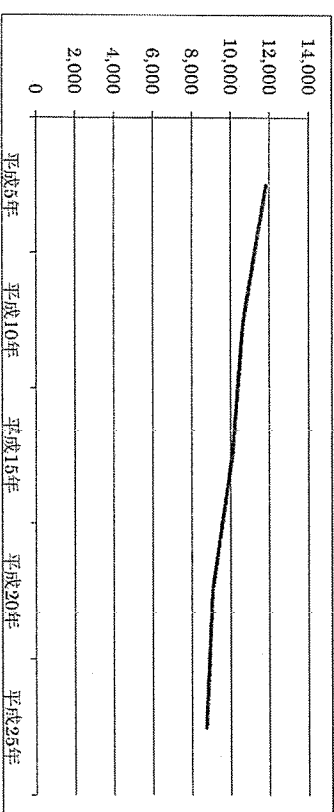
学校施設課では、建築基準法に基づく点検結果を基礎に、各学校から年に一度、修繕要望をヒアリングしている。これを取りまとめ、優先度を付けて修繕の予算要望を行っている。予算要望に対する優先度・緊急度を判定するために、学校施設課に所属する建築関連知識を有する専門職員が各学校施設に赴き、直接確認している。なお、日常的な運営の中で、緊急対応が必要な損傷等が発生した場合は、随時修繕を行っている。現状は年度単位での修繕検計に留まっており、長期的な維持更新計画は検討されていない。

修繕の結果については、各学校から年2回、学校施設課に対して修繕報告書が提出され、この報告書に基づき、学校施設課において、エクセルにて修繕履歴を管理している。

⑥ 県立高校の活用状況

山梨県の中学校卒業生数は、少子化の影響で平成5年の11,836人から平成25年には8,739人にまで減少している。さらに、県の推計では平成32年には7,362人にまで減少すると見込まれている。

図IV-2-2 山梨県の中学校卒業生数の推移



(出典：教育庁学校施設課 作成資料)

山梨県では、生徒数の減少、生徒の多様化、時代のニーズ等に対応し、魅力と活力ある高校づくりを推進する目的で、平成21年度に「県立高等学校整備基本構想」を策定している。

この基本構想に沿う形で、高校の再編整備を進めており、最近の取り組みとしては、谷村工業高校と桂高校を統合し、都留興譲館高校を平成26年4月に新設する計画を進めている（学校設置については、平成25年6月の定例県議会により承認されている）。その他に、平成22年度に石和高校と統合した旧山梨園芸高校の校舎を平成24年4月より、かえで支援学校分教室として使用している。

既存高校の利用状況については、少子化で定員数は減少しており、1クラス当たりの生徒数は減少しているが、習熟度別の授業や、選択科目への対応のために、使用教室数は増えており、年間を通じて授業に全く利用されない空き教室は、ほとんどない状況にある。

(2) 学校施設の利用状況の把握と有効活用について

意見(IV-2-2(2))
現状では、学校施設の利用状況の詳細な確認は実施されていない。昨今では少子高齢化による学生数・生徒数の減少に伴い、教室等の学校施設の利用状況が低下している例も散見される。
学校施設の利用状況を定期的に把握し、利用率に問題があった場合は他の目的に転用

する等、必要な対応を適時に行つて、学校施設を有効利用する体制を構築することを検討されたい。

前述のとおり、山梨県立高校等の校舎等の施設は、学校施設課により管理されている。学校施設の利用状況について、年に一回、学校施設課の担当が各学校に赴いて、施設の老朽化や補修等の必要性の把握をヒアリングする際に、あわせて口頭で確認している。しかし、その把握はあくまでも概括的なもので詳細な確認は実施されていない、そのため、学校施設課において、学校施設の利用状況が詳細に把握されていない。

昨今では、少子高齢化による学生数・生徒数の減少に伴い、教室等の学校施設の利用状況が低下している例も散見され、学校施設を一般開放する地方自治体もみられる。例えば、千葉県や函館市などは平日の昼間の時間帯に余剰教室等の施設を一般開放している。学校施設は県の重要な資産の一つであり、それを有効利用することは県民の期待するところと考えられる。

従つて、現状の学校施設の利用状況を把握方法を改善し、より詳細な情報を定期的に入手し、利用率に問題があつた場合は必要な対策が適時に講じられる仕組みを構築し、学校施設を有効利用する体制を整備することが必要である。より具体的には、以下のようなプロセスが想定される。

学校施設の有効利用に関して想定される具体的なプロセス

- ① 学校施設の利用状況を施設種別ごとに定期的に把握する。
- ② 利用率に関し一定の指標を設け、利用状況を分類する。(ほとんど利用されていない、または全く利用されていない施設を洗い出す。
- ③ 洗い出された施設について対応策を検討する。具体的には、まず、その施設を本来の教育目的で活用できるプログラムを策定することはできないか検討し、難しい場合は、他の目的への転用を検討する。

(3) 長期継続契約の異なる導入について

意見 (IV-2-2 (3))

平成 24 年度に締結されている「県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託」に関する契約は、長期継続契約に適した業務内容であり、また、県の条例にも抵触していない。
長期継続契約の締結を検討するべきであったと考える。本件に関わらず、今後の発注において、長期継続契約によるコスト削減効果の有無を検証し、効果があると認められる場合は長期継続契約とすることが望まれる。

複数年度を対象に締結される長期継続契約には、受注者側にとつては、役務提供のた

めの資材や人員等を計画的に確保することができると、効率的に業務を提供することができるといふ効果がある。また、発注者側にとつては、契約金額の削減によるコスト削減が期待できるほか、契約事務を複数年度に一回にできるため、事務の効率化にも役立つものである。

県は、こうした効果を享受して、コスト削減を図るため、清掃業務をはじめとして多くの契約に長期継続契約を導入している。

しかし、平成 24 年度の学校施設課の「県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託」(一般競争入札、契約額：12,199,377 円) に関しては半年度での契約が締結されていた。当該業務は、複数の業者が受注可能な一般的な業務内容であり、かつ、施設が存続する限り、毎年度、継続的に必要な業務である。こうした性質を鑑みれば、当該業務も長期継続契約の締結が適していると考えられる。

山梨県において、長期継続契約を締結することができる契約は、以下のように定められている。

山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (抜粋)

- ① 印刷機、複写機、電子計算機及びその関連装置、フアクシミリ装置その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり契約を締結することが商慣習となっているもの
- ② 清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの

「県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託」は、「建物及びその付属設備の維持管理」に該当するため、条例に抵触しないと考える。

本件に関わらず、今後の発注においては長期継続契約によるコスト削減効果の有無を検証し、効果があると認められる場合は長期継続契約とすることが望ましい。

(4) 甲府西高校の八ヶ岳寮地の有効活用

意見 (IV-2-2 (4))

甲府西高校の八ヶ岳寮地は、未利用の状態が 10 年以上続いている。現状は、庁内の未利用財産利用促進会議において、継続検討の判断がされている。
庁内から利用希望がない状況にあるため、普通財産に変更して管財課で他の未利用地と同様に検討することや、一時貸付や不動産業者を介した売却なども検討し、早期に県有財産としての有効活用を進めることが望まれる。

甲府西高校の八ヶ岳寮地は、老朽化のため平成 11 年 8 月に解体され更地となった。そ

の際、八ヶ岳南麓の自然を生かした環境教育ゾーン事業の拠点としたいとの理由で、長坂町から取得の希望があったが、その後、交渉は進んでいなかった。

平成 21 年以降は、庁内の未利用財産利用促進会議において利用希望の有無を照会しているものの、利用希望は特になく状況が続いている。普通財産に変更して管財課で他の未利用地と同様に検討することや、一時貸付や不動産業者を介した売却なども検討し、早期に異有財産としての有効活用を進めることが望まれる。

(5) 備品管理について

指 摘 (IV-2-2 (5))

県立高校の視察において、備品 13 件をサンプル抽出し、実査したところ、2 件の除却漏れと 2 件の備品管理シール添付漏れが検出された。
 備品の情報が正しく把握されていないければ、実態に応じた適切な管理が実施できず、また、貸借対照表が資産の実態を正確に反映していないことになる。
 今後は、備品原簿と現物の照合を漏れなく行い、差異等があれば漏れなく各学校で除却などの手続きをすることが必要である。
 現物に備品管理シールが添付されていない場合、現物の特定ができず照合に手間取ることになるため、新しいシールを物品調達管理システムから打ち出し現物に添付する必要がある。
 組織の内部において自ら、このような要改善点を発見し対応策を講じることによって、事務処理の改善を体系的・継続的に実施することが可能となる。管理課は、実態に応じた備品の管理が適切に行われるよう、改めて各学校に備品実査の留意点や重要性を通知し周知徹底させる必要がある。

包括外部監査の一環として、県立高校の視察を実施した。県南高等学校及び増穂商業高等学校の備品 13 件をサンプル抽出し、実査したところ、2 件の除却漏れと 2 件の備品管理シール添付漏れが検出された。以下に詳細を記す。

表IV 2-3 の 2 件は、現物が存在しないにもかかわらず、備品原簿には記載されていた。(EWS4800/330 他一式) はネットワークシステム一式とのことである。)

表IV 2-3 監査の過程で検出された除却漏れ

学校名	物品番号	品名	使用場所	取得価額
県南高等学校	93002443	EWS4800/330 他一式	西館 2 階第 3 コンピューター室	61,079,000 円
増穂商業高等学校	75000343	テニスコート用カバー (28×15)	体育館	142,000 円

また、表IV 2-4 の 2 件は、備品管理シールが添付されていなかった。

表IV 2-4 監査の過程で検出された備品管理シール添付漏れ

学校名	物品番号	品名	使用場所	取得価額
県南高等学校	73000229	非破壊試験機器	西館 2 階機械材料試験室	1,040,000 円
県南高等学校	06004543	管摩擦実験装置	県南高等学校 (備品原簿の記載による)	5,729,500 円

各学校は備品について毎年度備品原簿と現物の照合を行い、各学校の物品出納員に報告することになっているが、その現物との照合又は報告に漏れがあったと考えられる。各学校で登録された備品の情報が正しくなければ、実態に応じた備品の適切な管理が実施できない。

また、取得価額 50 万円以上の備品は新たな公会計制度に基づく貸借対照表作成の基礎となっていることから、備品原簿の情報が現物と乖離する場合、貸借対照表が資産の実態を正確に反映していないことになる。

そのため、今後は、備品原簿と現物の照合を漏れなく行い、差異等があれば漏れなく各学校で除却などの手続きをすることが必要である。

現物に備品管理シールが添付されていない場合、現物の特定ができず照合に手間取ることになるため、新しいシールを物品調達管理システムから打ち出し現物に添付する必要がある。

組織の内部において自ら、このような要改善点を発見し対応策を講じることによって、事務処理の改善を体系的・継続的に実施することが可能となる。管理課は、実態に応じた備品の管理が適切に行われるよう、改めて各学校に備品実査の留意点や重要性を通知し周知徹底させる必要がある。

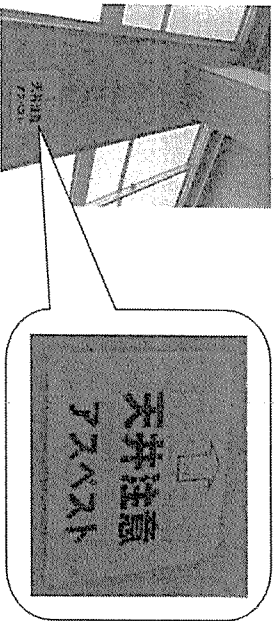
(6) 学校校舎のアクセス対策について

意 見 (IV-2-2 (6))

監査の過程で視察した県立県南高等学校にアクセス含有吹き付け材があり、常時、適切な維持管理が必要である。この点に関し、十分な調査と対応が図られてきたかを質問したが、十分な回答が得られなかった。
 学校施設課は、対策が行われていない学校施設についてアクセス含有吹き付け材の点検・維持管理の状況、及び教職員や生徒等への周知状況等を確認し、除去を含めて必要な対策を行うことが望まれる。

平成 25 年 10 月 15 日に視察した県立県南高等学校のアクセスに関する注意喚起の表示 (図IV 2-5) について質問したところ、同高等学校のいくつかの部屋の天井等に非飛散性アクセスの吹付けが残っていると回答を得た。

図IV-2-5 峡南高等学校にて撮影



非飛散性アスベストではあるが、吹付けアスベストの場合、劣化し飛散する恐れがあるときは、飛散の可能性が低いと思われる場合でも、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない(石綿障害予防規則第10条)とされている。そのため、常時、適切な維持管理が必要である。この点に関し、十分な調査と対応が図られてきたかを質問したが、十分な回答が得られなかった。

学校施設課は、対策が行われていない学校施設について、アスベスト含有吹き付け材の点検・維持管理の状況、及び教職員や生徒等への周知状況等を確認し、除去を含めて必要な対策を行うべきである。

(7) 高校施設の有効利用

意見 (IV-2-1 (7))

県立高等学校では、平成元年前後に建築された文化創造館を各校に1施設設置している。県立学校管理規則によると、「校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる」とされており、おおむねの県立高校では、文化創造館管理規定に基づき、校長の判断により学校教育上支障がない範囲で地域住民等に開放している。

しかし、一部の県立学校職員においては、県立学校管理規則が認識されておらず地域開放されていないことから、その趣旨の徹底が図られることが望まれる。

今回視察した増穂商業高等学校には、平成元年3月30日に竣工した緑誠文化創造館がある。緑誠文化創造館は、鉄筋コンクリート二階建、延べ床面積700㎡、宿泊研修室3、指導員室2、シャワー室2を併設した冷暖房完備の多目的ホール・展示室である。同様に視察した峡南高等学校にも、平成2年5月2日に竣工した峡南文化創造館がある。

このように、山梨県内の県立高等学校には、平成元年前後に建築された文化創造館が各校に1施設設置されている。文化創造館は、校舎とは別棟であり、平成元年前後とい

う時代も反映して立派な建物となっていることも多い。
増穂商業高等学校の緑誠文化創造館は、普段は放課後に卓球部が部活で使用しており、夏季は部活動の合宿で使用しているが、それ以外の活用はされていない。また、地域への開放も行われていない。

山梨県教育委員会は、平成16年3月に「郷土を愛し 未来を拓く やまなしの教育基本計画」を策定している。この計画は、「郷土を愛し 未来を拓く やまなしの教育」を基本理念とし、21世紀を拓く本県教育の進むべき方向とそれを実現するための基本的な施策を明らかにしたものであり、施策、事業の実施にあたっては、中町村教育委員会をはじめ、関係機関、諸団体との密接な連携のもとに、広く県民の理解と協力を得ながら、総合的な教育行政の推進に努めるものである。

その中の施策の「具体的方向性2 明日を担う子供をばぐむ家庭・地域・学校の連携の推進」には、『明日を担う子どもを社会全体ではぐむため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、家庭や地域から信頼される開かれた学校づくりなど、家庭・地域・学校の連携を推進します。』とある。その中の開かれた学校づくりの推進に、下記のような項目がある。

「具体的方向性2 明日を担う子供をばぐむ家庭・地域・学校の連携の推進
開かれた学校づくりの推進」(抜粋)

- 生涯学習と連携した学校の開放
- 地域の人々の活動の拠点として、学校が有する教育機能や施設を地域に開放することが求められています。

- 学習機会の提供
- 学校施設の地域への開放

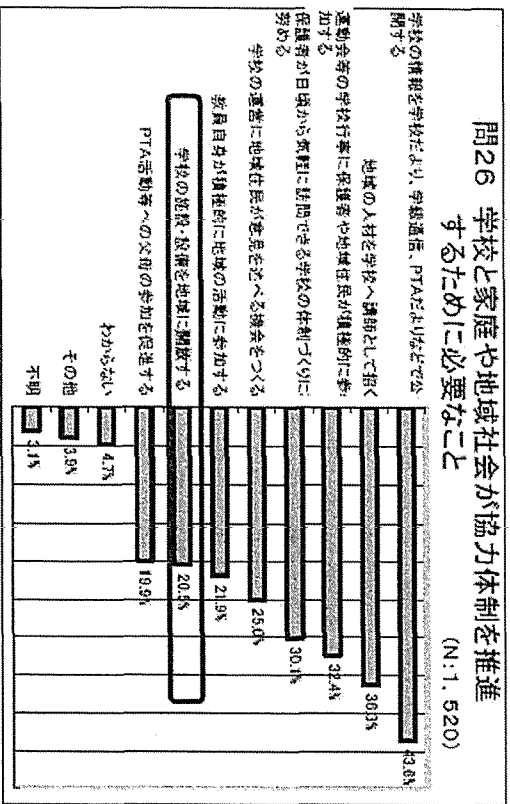
また、山梨県教育委員会は、時代の要請に的確に応えながら山梨県教育の一層の振興を図るため、平成21年から平成25年までの5年間を計画期間とする山梨県教育振興の基本計画である「やまなしの教育振興プラン」を平成21年2月に策定している。その中の「第6章2 家庭・地域・学校の連携 (2) 地域全体で取り組む教育の推進」には以下の記載がある。

- 「やまなしの教育振興プラン 第6章2 家庭・地域・学校の連携 (2) 地域全体で取り組む教育の推進」抜粋
- 施策の方向性：開かれた学校づくりの推進
- 学校施設・設備を地域住民に開放し、地域のコミュニティーの場として提供することにより、地域の教育環境の整備に努めます。

このように、県教育委員会は、家庭・地域・学校の連携を推進するために学校施設の地域への開放を掲げている。

また、「やまなしの教育に関するアンケート調査（平成20年）」（図IV2-6）によると、以下のようなアンケート結果がでている。学校と家庭や地域社会が協力体制を推進するために必要なこととして、「学校の施設・設備を地域に開放すること」が必要だと考えている割合は、20.5%となっている。このことから、学校施設の地域への開放に対する一定程度の住民ニーズもある。

図IV2-6 「やまなしの教育に関するアンケート調査（平成20年）」（抜粋）



（資料：やまなしの教育に関するアンケート調査（平成20年））

さらに、文部科学省の「我が国の文教施策」の中の「第II部 第2章 第2節 4 地域に根ざした小・中・高等学校」の『(3) 教室開放事業等』には、以下の記載があり、体育施設以外の学校施設の開放の増加を求めている。

「我が国の文教施策 第II部 第2章 第2節 4 地域に根ざした小・中・高等学校 (3) 教室開放事業等」(抜粋)

地域住民の身近な施設である小・中学校の持つ教育機能・施設を地域へ開放する教室開放事業は、平成9年度には、公立小学校166校、公立中学校68校で実施され、約1万6,000人が参加している。

また、平成9年度に何らかの形で施設の開放を行っている公立学校は、小学校94.0%、中学校88.2%、高等学校65.0%に及んでいる。開放されている施設は体育施設が多いが、特別教室、図書館、音楽教室などの開放も増加していくことが期待される。

以上のように、学校施設の地域への開放は、県教育委員会が掲げている事項であり、一定の住民ニーズもあり、国の施策とも合致する。そのため、県立高等学校に設置されている文化創造館についても、施設の有効活用と県教育委員会の掲げている施策の推進を図るために、地域への開放を検討する必要がある。

一方で、学校施設であるため学校行事との兼ね合いも考える必要がある。他県では土日祝日等の学校行事で使用しない時間帯は学校施設を地域に開放している例も見られる。こうした例も参考にし、学校行事で使用しない時間帯は文化創造館を地域へ開放し、これをもって家庭・地域・学校の連携を推進するとともに、施設の活用度を高めることが適切であると考えられる。

(8) 空き教室の有効活用について

意見(IV-2-1(8))

今後の学校施設の維持・運営は、施設老朽化、少子高齢化、人口減少、財政悪化など様々な要素の影響を受ける。こうした状況に備えるべく、保有施設全体の維持管理・更新費用を試算し、将来的な財政試算も考慮して、他用途への転用、民間への貸付・売却等の方策を検討していくべきである。

今後の学校施設の維持・運営という点では、施設の老朽化はもとより、少子高齢化の進行、人口の減少、財政環境の悪化等、様々な状況の変化が考えられる。現状の学校数、教室数の保持が困難となることも想定される。

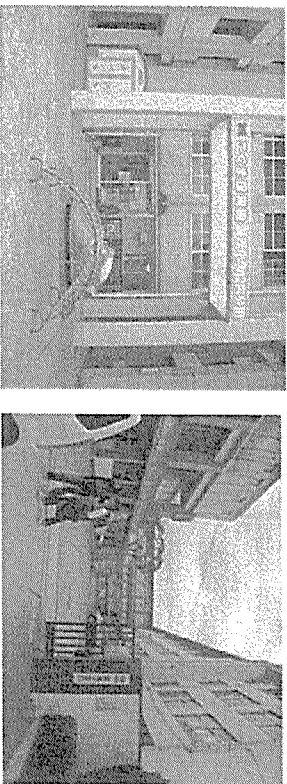
こうした状況に備えるため、まず、学校施設課で、保有施設全体の将来的な維持管理・更新費用を試算する必要がある。そのうえで、財政にに応じて、複合化、転用等の有効活用、定期借地権による民間貸付、最終手段として民間への売却等の方策を検討していかなくてはならない。

以下に、他県・市町村による学校施設の活用例を示す。②の例は、跡地を民間に売却しているが、既存建物を一部解体せず、改修する計画としている。この例のように、高等学校としての用途を一部残したまま、福祉施設を併設する手法も不可能ではないことが分かる。

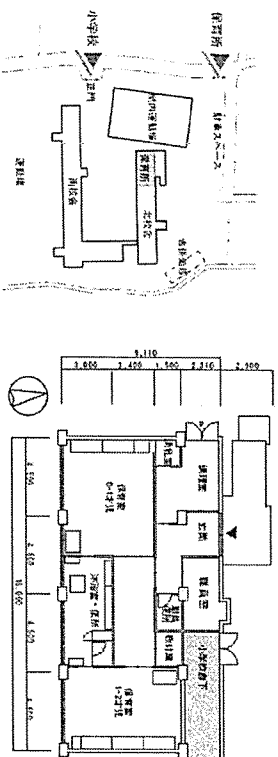
- ① 福岡市立賀茂小学校・こぐま保育園分園（空き教室利用）

福岡市では、公共施設の有効活用の観点から小学校の余裕教室を利用した保育所分園整備を進めてきた。こぐま保育園分園は、賀茂小学校北校舎西側に整備され、壁により小学校側とは区画されており、室内側からの出入りはない。学校児童の門とは別に保育所の門及び送迎専用の駐車スペースを確保している。

図IV2-7 小学校正門（写真左）と保育園入口（写真右）（資料：国立教育政策研究所）



図IV2-8 小学校の校舎の一部を改修し転用している

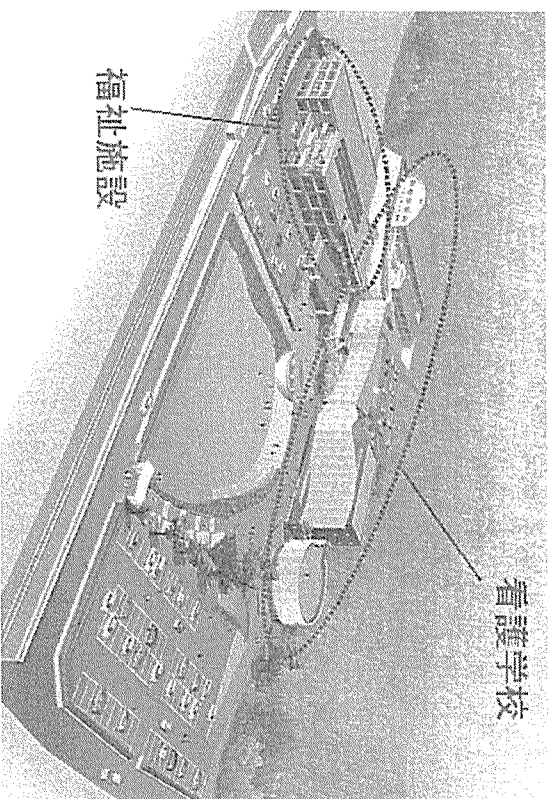


② 旧岡山県立福渡高等学校跡地活用（民間による学校跡地利用）

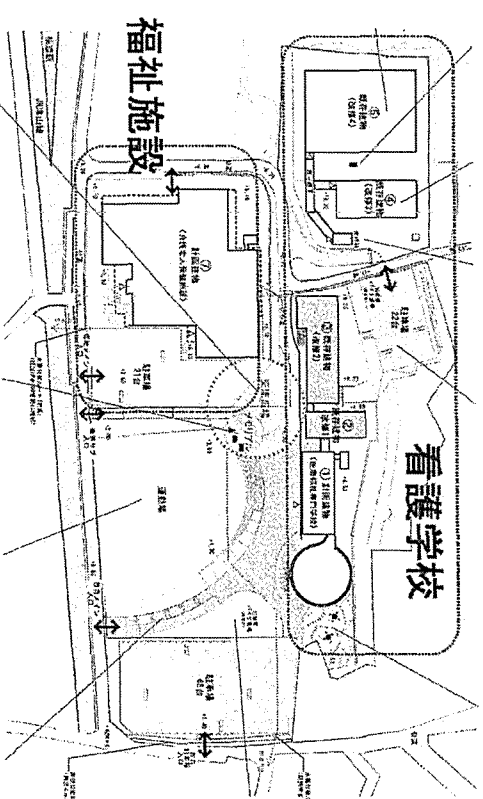
平成19年3月に閉校になった旧県立高校の跡地の地域振興に繋がる有効活用を目指し、事業者の募集・審査を経て、介護老人福祉施設と看護学校の設置・管理運営の提案を行った事業者を選定した。平成25年1月、敷地等を事業者へ引き渡した。開校・開設は平成26年4月を予定している。

事業手法は、事業用定期借地権による民間事業者への土地の賃貸借とし（借地期間は平成25～74年）、民間事業者の費用負担により施設の設置・管理運営を行う。

図IV2-9 完成予想パース（資料：岡山市のホームページをもとに作成）



図IV2-10 計画配置図



(9) 中長期保全計画について

指 摘 (IV-2-1 (9))
 学校施設の老朽化対策においては、単に建設時の状態に戻すだけでなく、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指し、適時適切な整備ができるよう、計画的に整備を行うことが求められている。
 そのために、各校の劣化状況を集約的に把握し、予防保全の観点を取り入れた中長期保全計画の策定を検討すべきである。緊急度の高い劣化部分に対しては、優先度を決定する客観的な指標を策定し、補修方針を計画する必要がある。

学校施設の老朽化対策を進めるに当たっては、劣化した施設について単に建設時の状態に戻すだけでなく、時代のニーズに対応した施設へと転換を図る必要がある。その際には、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指して再生することが重要である。

学校施設の劣化状況や教育内容への適応状況などを適切に把握するとともに、把握したデータをもとに評価を行い、適時適切な整備ができるよう、改修・改築の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的な整備を行うことが求められている。

現状の体制では、各学校において、日常点検と定期点検を実施し、点検結果をもとに劣化部位の補修を実施する「事後保全」が主体となっている。また、学校施設側で把握している建物劣化状況は、学校側から補修工事の報告があった部分のみとなっている。今後、維持保全を体系的に実施していくために、学校施設側で、各学校の劣化状況と修繕履歴を集約的に把握し、的確な優先順位で危険部位を補修するとともに、今後の劣化予測による「予防保全」としていくべきである。また、学校側に対して点検の指導や研修等を実施し、各学校の劣化に対する評価を統一すると同時に、学校からの点検結果の報告を徹底させるべきと考える。

市川高校では、鉄筋コンクリート造の外部階段で、鉄筋の腐食による爆裂と見られる劣化部位があった(図IV2-11)。学校側の認識では、日常的には生能が使用しないため、補修を後回しとしているとのことだが、地震時に階段全体が崩落する可能性なども想定される。同様に城南高校と増穂商業高校でも、建物躯体の深刻な劣化ではないが、地震時や強風時にモルタルが剥がれ、飛散する危険性がある劣化が見られた。(図IV2-12)

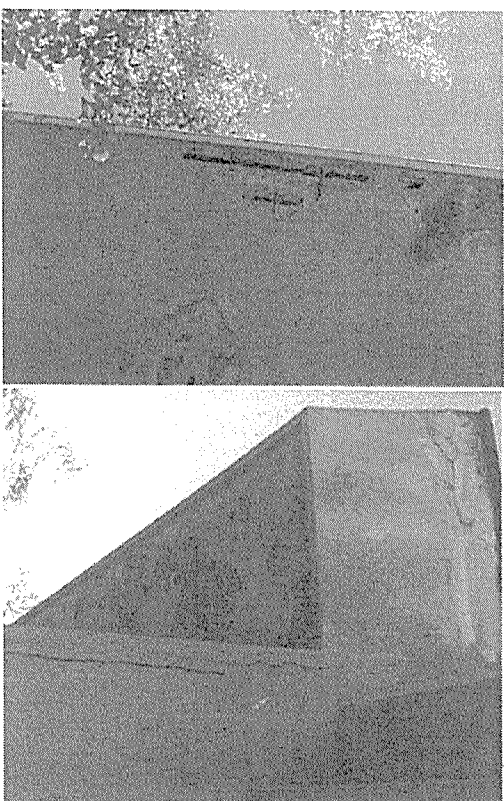
これらの劣化は、学校施設側も定期点検の結果から把握はしているが、劣化部分に対する補修工事の要否は学校側の判断に委ねられている。劣化の状態次第では、補修を先延ばしにすることにより、最悪の場合、人的被害を招く恐れもある。学校施設側で全学校の劣化状況を集約し、客観的な指標から優先順位を決定することで、緊急度の高

い劣化に対する補修計画を決定すべきである。

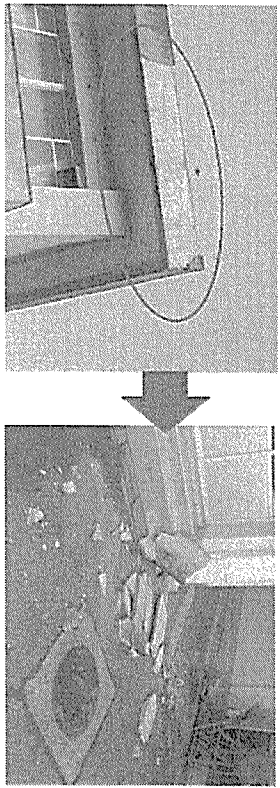
図IV 2-11 市川高校の施設の劣化事例



図IV 2-12 軒裏の鉄筋腐食(城南高校/写真左)と、外壁モルタル層の浮き(増穂商業高校/写真右)



図IV 2-13 外壁モルタル剥落の例



3. 教育庁社会教育課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 社会教育課の業務の概要

社会教育課では、社会教育委員の会議、社会教育主事等の研修・養成、社会教育関係団体の指導、図書館関連業務、地域教育・人権教育の推進、読書活動の推進、青少年教育施設（八ヶ岳少年自然の家、ゆずりはら青少年自然の里、なかとみ青少年自然の里）の運営、県立科学館の運営、山梨ことぶき勸学院の運営等を行っている。

② 社会教育課の所管する主な資産の概要及び利用状況

(ア) 山梨ことぶき勸学院

山梨県甲府市に昭和62年4月に開学。これからの長寿社会で求められる新たな高齢者のスタイルを創造するために、『生きがいの創出』『新たな縁・絆の構築』『地域の活性化に貢献できる人材の育成』『健康増進』の実現を目指すことを目的とする、高齢者のための県の教育機関である。

管理は山梨県直営の管理を行っている。
なお、施設の利用状況は表IV 3-1の通りである。

表IV 3-1 事業の実施状況 (単位：人)

事業の実施状況と 目標の実現度	平成21年度 実績値	平成22年度 実績値	平成23年度 実績値	平成24年度 実績値
勸学院定員充足率 (入学者/定員)	85.6% (308/360)	87.8% (316/360)	85.8% (309/360)	90% (324/360)
勸学院卒業率 (卒業者/入学者)	88.2% (283/321)	89.0% (274/308)	89.2% (282/316)	89.1% (276/309)

(出典：「平成23年度 事務事業自主点検シート及び実績」)

(イ) 山梨県立図書館

山梨県甲府市丸の内から山梨県甲府市北口に平成24年11月に新築移転した。山梨の生涯学習の基盤施設として、県内公共図書館の支援やレファレンスサービスの一層の充実を図りながら、新しい時代に対応した「山梨らしき」のある図書館、多様な支援機能を持った交流の拠点として、県民から信頼される使いやすい施設を目指している。管理は移転と同時に指定管理者制度を導入しており、山梨文化会館・甲府ピルサード・N.T.T.フアンチアーズ共同事業体が指定管理者として選定されている。

なお施設の利用状況は表Ⅲ-2の通りである。

表Ⅲ-2 山梨県立図書館利用状況抜粋 (単位：延人数、点、件)

種別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
入館者数		158,809	165,020	155,662	151,097	404,510
新規登録者数(個人)		1,851	2,193	2,103	2,008	30,652
館外貸出点数(個人)		74,540	84,525	84,586	89,674	222,922
調査相談件数		6,571	6,709	6,922	9,387	25,170

※平成24年度は、6月11日から5ヶ月休館。11月11日に新県立図書館を開館。

(出典：「図書館要覧」)

(ウ) 山梨県立科学館

山梨県甲府市に平成10年7月に開館。展示物に直接触れ、科学体験や遊びを体験することができる施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、公益財団法人山梨県青少年協会が指定管理者として選定されている。

科学館において体験できる主な施設は以下の通りである。

- ▶ 展示
基本テーマは、「人間をめぐる旅」であり、サイエンスプレイ・自然・生命・科学技術・地球・宇宙の6つのテーマがある。これら常設展示や特別企画展示を通して、科学を身近なものとして再認識することができる。
- ▶ スペースシアター
直径20mの傾斜したシアタードームの中にはプラネタリウムがあり、四季折々の星座や惑星の動きなどを時間と空間を超えて見ることができ、ドーム全体をスクリーンにした臨場感あふれる全天周映画も見ることができ、スペースシアターでは、「一般番組」と「学習番組」のプラネタリウム投影を行っている。天文や宇宙科学の基礎知識を学ぶことができる。
- ▶ 実験工作室・サイエンスショー・あそびの部屋
実験工作室やさまざまな体験イベントを通じて、社会の変化に対応した最新の科学知識・技術を自由に学ぶことができる。

なお施設の利用状況は表Ⅲ-3の通りである。

表Ⅲ-3 山梨県立科学館利用状況抜粋 (単位：延人数)

種別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
入館者		134,602	138,547	152,119	162,209	166,931
実験室		11,826	12,454	11,317	10,089	13,048
工作室		12,756	15,253	12,464	11,024	13,809
サイエンスショー		32,235	35,622	31,458	32,048	34,773
あそびの部屋		24,680	25,572	35,285	49,909	48,316
スペースシアター		43,661	36,758	66,758	52,764	56,106
天体観測室		4,471	4,422	3,464	2,992	3,702

(出典：「科学館事業年報」)

(エ) 山梨県立青少年センター

山梨県甲府市に昭和45年12月に開館。青少年に自主的かつ創造的な活動の場を、青少年を指導する者に研修の場を提供することにより青少年の健全な育成を図るとともに、勤労者に研修、交流等の場を提供することによりその福祉の増進に資するために設置された施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、公益財団法人山梨県青少年協会が指定管理者として選定されている。

山梨県立青少年センターにおいて利用できる主な施設は以下の通りである。

本館	会議室・研修室、和室、宿泊施設、運動場、テニスコート
別館	音楽室、多目的ホール
体育館	バスケットコート、バレーコート、バドミントンコート、卓球台、室内温水プール
リバーズ和戸館	会議室・研修室、和室、視聴覚室、体育室、トレーニング室

なお施設の利用状況は表Ⅲ-4の通りである。

表Ⅲ-4 山梨県立青少年センター利用状況抜粋 (単位：延人数)

種別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
本館		61,298	59,517	65,331	59,127	64,008
別館		49,368	47,325	50,242	56,836	62,196
リバーズ和戸館		70,928	64,633	58,889	58,562	63,643
体育施設		100,072	107,646	108,339	93,589	94,651

(出典：「施設利用状況等資料」)

(オ) 山梨県立八ヶ岳少年自然の家

山梨県北杜市に昭和48年8月に設置。子供たちを恵まれた自然の中に解放し、自然探求や野外活動を通して豊かな情操を養うとともに、集団宿泊生活の中で、自律・協同・

友愛・奉仕の精神を体験的に学習させるなど、学校や家庭では期待しにくい体験を体得させることにより、心身ともにたくましく、心豊かな青少年少女を育成することを目的として設置された教育施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、公益財団法人山梨県青少年協会が指定管理者として選定されている。
なお施設の利用状況は表IV3-5の通りである。

表IV3-5 山梨県立八ヶ岳少年自然の家利用状況抜粋（単位：延人数）

種別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
本館宿泊利用		31,719	28,094	30,300	34,466	34,478
キャンピング場宿泊利用		5,438	4,196	4,762	5,900	4,475
日帰り利用		1,605	2,684	2,191	1,899	1,810

（出典：「施設利用状況等資料J」）

(カ) 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里

山梨県上野原市に平成10年7月に設置。『自然や人、地域のふれあい』の中で、自立・責任・協力・友愛・奉仕等の導きを体験的に学習させ、ふるさとを愛するたくましく心豊かな青少年を育成するために、山梨県と上野原市により設置された社会教育施設である。

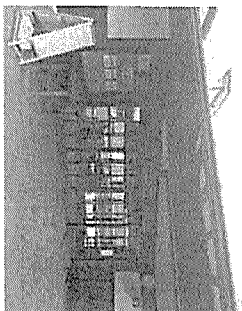
管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、非公営により上野原市が指定管理者として選定されている。
なお施設の利用状況は表IV3-6の通りである。

表IV3-6 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里利用状況抜粋（単位：延人数）

種別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
一般観利用		7,995	5,164	6,377	6,167	7,197
家族連れ利用		488	818	1,010	1,030	1,370
キャンピング場利用		1,182	738	884	872	984
日帰り利用		1,932	1,971	1,637	1,362	1,809

（出典：「施設利用状況等資料J」）

(キ) 山梨県立なかみ青少年自然の里



山梨県南巨摩郡身延町に昭和62年6月に設置。日頃家庭や学校では経験しがたい自然観察や、ふるさとの歴史・文化・産業などの体験活動をおして、人々の生きざまを学ぶとともに、勤労体験・集団宿泊を通して、自律・友愛・勤労・奉仕の導きを学び、ふるさとを愛するたくましい心豊かな青少年を育成することを目的とした社会教育施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、非公営により身延町が指定管理者として選定されている。
なお施設の利用状況は表IV3-7の通りである。

表IV3-7 山梨県立なかみ青少年自然の里利用状況抜粋（単位：延人数）

種別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
本館宿泊利用		6,635	6,810	6,980	6,448	5,702
キャンピング場宿泊利用		673	626	634	748	530
日帰り利用		1,223	1,200	1,130	1,184	1,262

（出典：「施設利用状況等資料J」）

③ 管理台帳の概要

建物（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は備品台帳にて管理している。公有財産台帳への登録は社会教育課から管財課に公有財産の移動報告書を提出し、管財課にて行われる。備品台帳への登録は社会教育課にて行われる。

備品については備品台帳を指定管理者に送付し、指定管理者が棚卸を実施した結果を社会教育課に報告している。山梨ことぶき勸学院については、指定管理者制度を導入していないため、社会教育課の担当者が現地確認、棚卸を実施している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握